



鳥取県公報

平成 30 年 7 月 10 日 (火)
号外第 70 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 条 例 鳥取県税条例の一部を改正する条例 (41) (税務課) 4
- 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (42) (人事企画課) 5
- 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
 (43) (病院局総務課) 6
- ◇ 病院局管 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (4) (総務課) 8
理規程

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県税条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

控除対象特定非営利活動法人として新たに1法人を指定する。

2 条例の概要

- (1) 個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金に平成30年8月1日から平成35年7月31日までの間に特定非営利活動法人十人十色に対して支出された寄附金を加える。
- (2) 施行期日は、公布の日とする。

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

国家公務員の夜間看護等手当の額の見直しが行われたことを踏まえ、職員の夜間看護手当について、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 夜間看護手当の額を次のとおり引き上げる。

区分	勤務1回当たりの手当の額	
	改正後	現行
深夜における勤務時間が4時間以上である場合	3,550円	3,300円
深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合	3,100円	2,900円
深夜における勤務時間が2時間未満である場合	2,150円	2,000円

- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

- (1) 保険医療機関及び保険医療費担当規則の一部改正に伴い、非紹介患者の加算料について所要の改正を行う。
- (2) 各病院の病床数を明確にする。

2 条例の概要

- (1) 非紹介患者加算料について、手数料の額を次のとおり改める。

区分			金額	
			非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に係るもの	非課税とされる助産に係る資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係るもの
選定療養のうち初診に係るもの	鳥取県立中央病院	医科	1回につき 5,000円	1回につき 5,400円
		歯科	1回につき 3,000円	1回につき 3,240円
	鳥取県立厚生病院	1回につき 1,500円	1回につき 1,620円	
選定療養のうち再診に係るもの	鳥取県立中央病院	医科	1回につき 2,500円	1回につき 2,700円
		歯科	1回につき 1,500円	1回につき 1,620円

- (2) 各病院の病床数を次のとおりとする。

鳥取県立中央病院	一般病床	504床
	結核病床	10床
	感染症病床	4床
鳥取県立厚生病院	一般病床	300床

感染症病床 4床

- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行の日とする(2)に関する事項を除き、平成30年10月1日とする。

条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第41号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																					
<p>(寄附金税額控除) 第24条の4 略 2・3 略 4 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名称</th> <th style="width: 30%;">主たる事務所の所在地</th> <th style="width: 45%;">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定非営利活動法人ハーモニカレッジ</td> <td>八頭郡八頭町 才代299</td> <td>平成30年1月1日から平成34年12月31日まで</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td>特定非営利活動法人十人十色</td> <td>鳥取市用瀬町 安蔵991</td> <td>平成30年8月1日から平成35年7月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	名称	主たる事務所の所在地	期間	略			特定非営利活動法人ハーモニカレッジ	八頭郡八頭町 才代299	平成30年1月1日から平成34年12月31日まで	特定非営利活動法人十人十色	鳥取市用瀬町 安蔵991	平成30年8月1日から平成35年7月31日まで	<p>(寄附金税額控除) 第24条の4 略 2・3 略 4 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名称</th> <th style="width: 30%;">主たる事務所の所在地</th> <th style="width: 45%;">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定非営利活動法人ハーモニカレッジ</td> <td>八頭郡八頭町 才代299</td> <td>平成30年1月1日から平成34年12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	名称	主たる事務所の所在地	期間	略			特定非営利活動法人ハーモニカレッジ	八頭郡八頭町 才代299	平成30年1月1日から平成34年12月31日まで
名称	主たる事務所の所在地	期間																				
略																						
特定非営利活動法人ハーモニカレッジ	八頭郡八頭町 才代299	平成30年1月1日から平成34年12月31日まで																				
特定非営利活動法人十人十色	鳥取市用瀬町 安蔵991	平成30年8月1日から平成35年7月31日まで																				
名称	主たる事務所の所在地	期間																				
略																						
特定非営利活動法人ハーモニカレッジ	八頭郡八頭町 才代299	平成30年1月1日から平成34年12月31日まで																				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第42号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(夜間看護手当)</p> <p>第17条 夜間看護手当は、看護師若しくは准看護師又は人事委員会がこれらに準ずると認める職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。次項において同じ。）において行われる看護等の業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（同項の看護師及び准看護師以外の職員のうち人事委員会が定める職員にあっては、当該額の100分の80に相当する額）とする。</p> <p>(1) 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 <u>3,550円</u></p> <p>(2) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 <u>3,100円</u></p> <p>(3) 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 <u>2,150円</u></p> <p>3 略</p>	<p>(夜間看護手当)</p> <p>第17条 夜間看護手当は、<u>総合療育センターに勤務する</u>看護師若しくは准看護師又は人事委員会がこれらに準ずると認める職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。<u>以下</u>次項において同じ。）において行われる看護等の業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（同項の看護師及び准看護師以外の職員のうち人事委員会が定める職員にあっては、当該額の100分の80に相当する額）とする。</p> <p>(1) 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 <u>3,300円</u></p> <p>(2) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 <u>2,900円</u></p> <p>(3) 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 <u>2,000円</u></p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第43号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(経営の基本)				(経営の基本)			
第2条 略				第2条 略			
2 病院事業の用に供する施設（以下「病院」という。）は、次のとおりとする。				2 病院事業の用に供する施設（以下「病院」という。）は、次のとおりとする。			
名称	位置	診療科名	病床の種別及び 病床数	名称	位置	診療科名	病床の種別
鳥取 県立 中央 病院	鳥取 市	内科 神経内科 心臓 内科 呼吸器内科 消 化器内科 血液内科 糖尿病・内分泌・代謝 内科 腫瘍内科 外科 消化器外科 呼吸 器・乳腺・内分泌外科 心臓血管外科 脳神 経外科 小児外科 整 形外科 形成外科 精 神科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻いんこう 科 リハビリテーショ ン科 放射線科 病理 診断科 臨床検査科 救急科 歯科口腔外科 麻酔科	一般病床 504 床 結核病床 10床 感染症病床 4 床	鳥取 県立 中央 病院	鳥取 市	内科 神経内科 心臓 内科 呼吸器内科 消 化器内科 血液内科 糖尿病・内分泌・代謝 内科 腫瘍内科 外科 消化器外科 呼吸 器・乳腺・内分泌外科 心臓血管外科 脳神 経外科 小児外科 整 形外科 形成外科 精 神科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻いんこう 科 リハビリテーショ ン科 放射線科 病理 診断科 臨床検査科 救急科 歯科口腔外科 麻酔科	一般病床 結核病床 感染症病床
鳥取 県立 厚生 病院	倉吉 市	内科 呼吸器内科 消 化器内科 循環器内科 脳神経内科 外科 消化器外科 心臓血管 外科 脳神経外科 整 形外科 精神科 小児 科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳 鼻いんこう科 リハビ リテーション科 放射 線科 病理診断科 麻	一般病床 300 床 感染症病床 4 床	鳥取 県立 厚生 病院	倉吉 市	内科 呼吸器内科 消 化器内科 循環器内科 脳神経内科 外科 消化器外科 心臓血管 外科 脳神経外科 整 形外科 精神科 小児 科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳 鼻いんこう科 リハビ リテーション科 放射 線科 病理診断科 麻	一般病床 感染症病床

区分		金額	
		非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に係るもの	非課税とされる助産に係る資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係るもの
選定療養のうち初診に係るもの	鳥取県立中央病院	医科 1回につき 5,000円	医科 1回につき 5,400円
	中央病院	歯科 1回につき 3,000円	歯科 1回につき 3,240円
	鳥取県立厚生病院	1回につき 1,500円	1回につき 1,620円
選定療養のうち再診に係るもの	鳥取県立中央病院	医科 1回につき 2,500円	医科 1回につき 2,700円
	中央病院	歯科 1回につき 1,500円	歯科 1回につき 1,620円

8～10 略

備考

1 略

2 この表において「非課税とされる助産に係る資産の譲渡等」とは、消費税法第6条第1項の規定により非課税とされる助産に係る資産の譲渡等をいう。

3 この表において「選定療養」とは、健康保険法第63条第2項第5号及び高齢者の医療の確保に関する法律第64条第2項第5号に規定する選定療養をいう。

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成30年鳥取県条例第38号）の施行の日から施行する。

区分		金額	
健康保険法第63条第2項第5号及び高齢者の医療の確保に関する法律第64条第2項第5号に規定する選定療養（以下「選定療養」という。）のうち初診に係るもの	鳥取県立中央病院	初診料算定1回につき 2,700円	
	鳥取県立厚生病院	初診料算定1回につき 1,620円	

8～10 略

備考

1 略

2 6の表において「非課税とされる助産に係る資産の譲渡等」とは、消費税法第6条第1項の規定により非課税とされる助産に係る資産の譲渡等をいう。

病 院 局 管 理 規 程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成30年7月10日

鳥取県営病院事業管理者 中 林 宏 敬

鳥取県病院局管理規程第4号

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(夜間看護等手当)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号の業務 次に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア その勤務時間が深夜の全部を含む勤務 <u>7,300円</u>（月の勤務の全てが深夜の全部を含む勤務である場合は、<u>9,700円</u>）</p> <p>イ その勤務時間が深夜の一部を含む勤務</p> <p>(ア) 深夜における勤務時間が4時間以上であるもの <u>3,550円</u>（月の勤務の全てが深夜を含む勤務である場合は、<u>4,750円</u>）</p> <p>(イ) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満であるもの <u>3,100円</u>（月の勤務の全てが深夜を含む勤務である場合は、<u>4,300円</u>）</p> <p>(ウ) 深夜における勤務時間が2時間未満であるもの <u>2,150円</u>（月の勤務の全てが深夜を含む勤務である場合は、<u>3,350円</u>）</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(夜間看護等手当)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号の業務 次に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア その勤務時間が深夜の全部を含む勤務 <u>6,800円</u>（月の勤務の全てが深夜の全部を含む勤務である場合は、<u>9,200円</u>）</p> <p>イ その勤務時間が深夜の一部を含む勤務</p> <p>(ア) 深夜における勤務時間が4時間以上であるもの <u>3,300円</u>（月の勤務の全てが深夜を含む勤務である場合は、<u>4,500円</u>）</p> <p>(イ) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満であるもの <u>2,900円</u>（月の勤務の全てが深夜を含む勤務である場合は、<u>4,100円</u>）</p> <p>(ウ) 深夜における勤務時間が2時間未満であるもの <u>2,000円</u>（月の勤務の全てが深夜を含む勤務である場合は、<u>3,200円</u>）</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。